

インフレスライド条項（工事請負契約書第 26 条第 6 項）の運用について

高石市総務部財政課

本市においては、国土交通省からの「技能労働者の適正な賃金水準の確保について（令和 7 年 2 月 17 日付け）」の要請を踏まえ、一定の既契約工事については、賃金等の急激な変動に対処するためのいわゆるインフレスライド条項（工事請負契約書第 26 条第 6 項）を下記のとおり運用します。

記

1. 対象工事

残工期が基準日から 2 か月以上ある既契約工事

※基準日：発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議を請求した日から起算して、14 日以内で発注者と受注者が協議して定める日とし、原則請求日とします。

2. 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（スライド額）の考え方

スライド額は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の 100 分の 1 に相当する金額を超える額とします。

3. 参考ホームページ

国土交通省

「各種スライド条項（全体スライド、単品スライド、インフレスライド）について」

URL：https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101.html

【問い合わせ先】

高石市 総務部 財政課 契約検査係

T E L : (直通) 072-275-6209

M A I L : keiyaku@city.takaishi.lg.jp